

資 料 編

項番	資料名	備考	頁
【市の現況資料】			
1 市の地理的、社会的特徴			
1-1	地区別人口及び世帯数	住民基本台帳R5.3.31現在	1
1-2	柳川市の昼夜別人口	R2国勢調査結果	1
1-3	主要道路および鉄道網	一般国道、主要地方道、西鉄	2
2 設備、施設等			
2-1	柳川市地域防災計画における広域避難地一覧表(参考) ※省略	柳川市地域防災計画「資料編」参照	—
2-2	柳川市地域防災計画における指定避難所一覧表(参考) ※省略	柳川市地域防災計画「資料編」参照	—
2-3	防災行政無線一覧表 ※省略	柳川市地域防災計画「資料編」参照	—
3 活動体制			
3-1	柳川市国民保護対策本部等の分掌事務		3
3-2	関係機関の連絡先		6
3-3	柳川市行政区一覧表		12
【例規、基準、応援協定等】			
4 市の例規等			
4-1	柳川市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	柳川市条例第9号	13
4-2	柳川市国民保護協議会条例	柳川市条例第10号	14
4-3	柳川市国民保護協議会委員名簿	令和5年12月21日委嘱	15
5 国、県の例規、基準等			
5-1	安否情報省令	総務省令第44号	16
5-2	火災・災害等速報要領 ※省略	柳川市地域防災計画「資料編」参照	—
6 応援協定等			
6-1	応援協定等一覧表 ※省略	柳川市地域防災計画「資料編」参照	—
【様式】			
7-1	安否情報省令(様式)	情報収集、報告書、照会書、回答書	18
7-2	身分証明書のひな型	ジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書	23
7-3	火災・災害等速報要領(様式) ※省略	柳川市地域防災計画「様式集」参照	—

1-1 地区別人口及び世帯数

令和5年3月末日現在

	世帯	男	女	合計
柳河	1,981	1,989	2,310	4,299
城内	1,492	1,497	1,773	3,270
沖端	872	949	1,087	2,036
西宮永	923	1,042	1,142	2,184
東宮永	1,490	1,676	1,839	3,515
両開	1,095	1,390	1,466	2,856
昭代	3,321	4,016	4,291	8,307
蒲池	2,717	2,881	3,381	6,262
大和	5,351	6,393	7,000	13,393
三橋	7,016	7,981	8,706	16,687
合計	26,258	29,814	32,995	62,809

資料:住民基本台帳

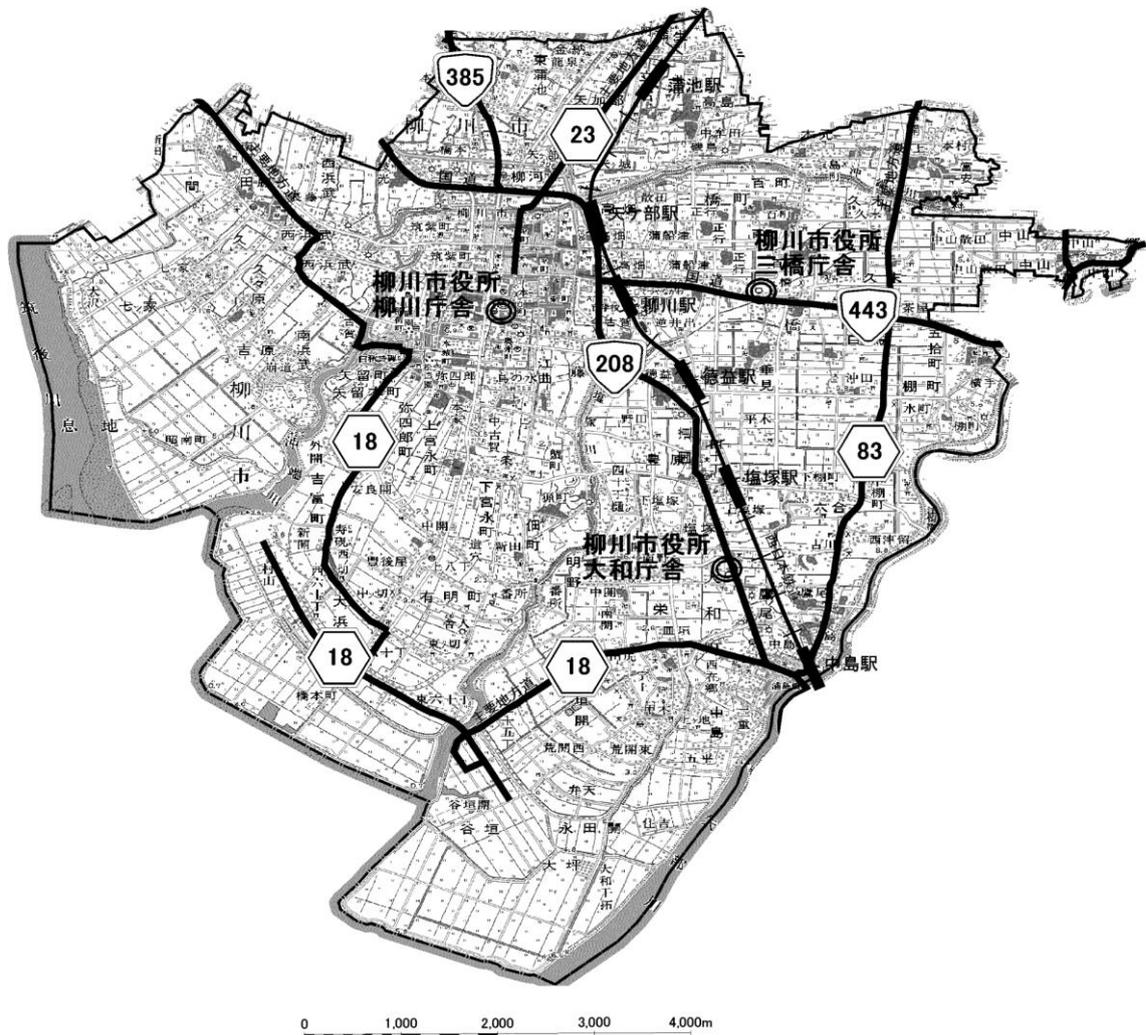
1-2 柳川市の昼夜別人口

(単位:人)

昼間人口	昼間人口 密度 (人/Km ²)	昼間人口指数 (夜間人口=100)	夜間人口	流入人口 通勤・通学	流出人口 通勤・通学	流 出 入 超過人口
60,329	782	94	64,475	9,183	13,638	-4,455

資料:令和2年国勢調査結果

1-3 主要道路および鉄道網



3-1 柳川市国民保護対策本部等の分掌事務 その2

対策班	所 属		平常時	非常時	分 掌 事 務 ※以下に示す事項は主たる事務である。
衛生班	市民部	生活環境課		●	● 食品の衛生対策
				●	● 被災地の防疫
			●	●	● 廃棄物対策
				●	● 有害物質の漏洩等防止
				●	● 仮設トイレの設置
				●	● し尿の処理
				●	● 生活ごみ、粗大ごみの処理
				●	● がれきの処理
				●	● 動物の保護、収容
				●	● 納棺用品等の確保
				●	● 遺体の収容、安置
				●	● 遺体の埋葬
救護班	保健福祉部	福祉課 生活支援課 子育て支援課 人権・同和対策室 健康づくり課 総合保健福祉センター		●	● ボランティアの活動支援
				●	● 救急活動
				●	● 医療救護所の設置
				●	● 保健福祉環境事務所への医療救護の派遣要請、連絡調整
				●	● 医療救護活動
			●	●	● 医薬品、資機材の確保
				●	● 被災者の健康と衛生状態の管理
				●	● 職員の衛生管理
				●	● 心のケア対策
				●	● 住民の避難誘導
			●	●	● 要援護者の安全確保及び支援体制の整備
				●	● 要援護者の安全確保、安否確認
				●	● 避難所の要援護者に対する応急支援
				●	● 福祉避難所等の確保、要援護者の移送
				●	● 要援護者への各種支援
				●	● 被災地の防疫
	●	● 遺体の処理、検案			
	●	● 保育所児童の安全確保、安否確認			
	●	● 応急保育			
建設班	建設部	建設課 都市計画課 国土調査課		●	● 民間建物等の被害調査
			●	●	● 交通情報の収集、道路規制
				●	● 道路交通の確保
				●	● 住家、河川等の障害物の除去
			●	●	● 道路の啓開活動
水道班		上下水道課	●	●	● 給水需要の調査
			●	●	● 飲料水の確保、供給
				●	● 水道施設の応急対策
				●	● 汚水管渠、汚水処理施設の応急対策
産業経済班	産業経済部	農政課 水路課 水産振興課 商工・ブランド振興課 企業誘致推進課 観光課 農業委員会 農業委員会事務局	●	●	● 海上交通情報の収集
				●	● 海上交通の確保
				●	● 旅行者、滞在者の安全確保
				●	● 住家、河川等の障害物の除去
				●	● 動物の保護、収容
				●	● 堤防、水路の応急修理
文教班	教育部	学校教育課 生涯学習課 人権・同和 教育推進室 図書館 学校給食共同調理場 監査委員 監査委員事務局		●	● 臨時ヘリポートの設置
				●	● 住民の避難誘導
				●	● 避難所の運営（支援）
				●	● 炊き出しの実施、支援
				●	● 幼稚園児、児童、生徒、学生の安全確保、安否確認
				●	● 応急教育
				●	● 文化財対策

3-1 柳川市国民保護対策本部等の分掌事務 その3

対策班	所 属	平 常 時	非 常 時	分 掌 事 務
				※以下に示す事項は主たる事務である。
大和班 三橋班	大和庁舎 三橋庁舎			● ● 国民保護措置全般の調整(支援)
				● ● 住民組織(自主防災組織等)との連絡
				● 本部長指示による被災地の現地調査
				● 市域の災害情報・国民保護対策のとりまとめ
				● 相談窓口の設置
				● 行方不明者名簿の作成
				● 住民の避難誘導
				● 避難所の運営(支援)
				● 遺体の埋葬許可書の発行
				● 警報の収集伝達
消防本部班	消防本部	総務課 予防課 警防課 消防署 東部出張所		● 消防応援の要請、受け入れ、連絡調整
				● 行方不明者名簿の作成
				● 行方不明者の搜索
				● 救助・救急活動
				● 消火活動
				● NBC災害に関する活動
				● 住民の避難誘導
				● 遺体の搜索
				● 幼稚園児、児童、生徒、学生の安全確保、安否確認
				● 保育所児童の安全確保、安否確認
消防班	消防団	消防団本部 消防団分団		● 警戒活動
				● 警戒活動
				● 行方不明者の搜索
				● 救助・救急活動
				● 消火活動
				● 住民の避難誘導
				● 住家、河川等の障害物の除去
				● 遺体の搜索
				● 幼稚園児、児童、生徒、学生の安全確保、安否確認
				● 保育所児童の安全確保、安否確認
各班共通				● 部課内職員の動員配備調整、安否確認
				● 所管施設、所管事項の被害調査、応急対策
				● 対策本部への報告
				● 対策本部内の相互応援
				● 所管事項に関する民間事業者等への協力要請
				● 復旧に関すること

3-2 関係機関の連絡窓口

その1

機関名	連絡窓口	所在地	NTT電話	NTTFAX	防災電話	防災FAX
柳川市						
柳川市(柳川庁舎)	総務課安全安心係	柳川市本町87-1	0944-73-8111	0944-74-1374	78-207-70	1-78-207-75
大和庁舎		柳川市大和町鷹ノ尾120	0944-76-1111	0944-76-1170	78-562-71	1-78-562-75
三橋庁舎		柳川市三橋町正行431	0944-72-7111	0944-73-8405	78-563-70	1-78-563-75
柳川市消防本部						
柳川市消防本部	柳川市消防本部	柳川市本城町4-2	0944-74-0119	0944-74-0185	78-563-70	1-78-563-75
	柳川消防署	柳川市本城町4-2	0944-74-0119		78-563-70	1-78-563-75
	柳川消防署東部出張所	柳川市大和町六合185	0944-75-7193			
主な消防本部						
福岡市消防局	警備部警防課	福岡市中央区舞鶴3-9-7	092-725-6575	092-791-2420	78-130-6551	1-78-130-6730
大牟田市消防本部	総務課	大牟田市浄真町46	0944-53-3521	0944-53-7460	78-661-70	1-78-661-75
久留米広域消防本部	救急防災課	久留米市東榎原町999-1	0942-38-5158	0942-38-5172	78-658-70	1-78-658-75
筑後市消防本部	警防課	筑後市山ノ井900	0942-52-2020	0942-53-6658	78-664-70	1-78-664-75
大川市消防本部	警防課	大川市郷原483-5	0944-88-1145	0944-88-1799	78-665-70	1-78-665-75
八女消防本部	警防課	八女市本村22-1	0943-24-0119	0943-25-1119	78-663-70	1-78-663-75
みやま市消防本部	総務課	みやま市瀬高町小川2062	0944-62-5125	0944-62-3234	78-666-70	1-78-666-75
福岡県						
福岡県	総務部防災危機管理局	福岡市博多区東公園7-7	092-641-4734	092-643-3117	78-700-7022	1-78-700-7390~7393
	防災企画課国民保護係	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3123		78-700-2489	
	防災企画課防災情報係	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3114		78-700-7024	
	消防防災指導課防災指導係	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3113		78-700-7023	
	消防防災指導課消防係	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3111		78-700-7025	
	筑後農林事務所	筑後市大字和泉606-1	0942-52-5642	0942-52-5927	78-803-701	1-78-803-760
	南筑後県土整備事務所柳川支所	柳川市三橋町今古賀8-1	0944-72-4155	0944-74-3890	78-812-711	1-78-812-761
	南筑後保健福祉環境事務所	柳川市三橋町今古賀8-1	0944-72-2111	0944-74-3295	78-812-743	
福岡県警察						
	福岡県警察本部警備課	福岡市博多区東公園7-7	092-641-4141		78-700-7202	
	柳川警察署	柳川市三橋町今古賀53-1	0944-74-0110	0944-74-0110		
	昭代交番	柳川市田脇917-2				
	京町交番	柳川市本町10-10				
	大和交番	柳川市大和町中島978				
	西鉄駅前交番	柳川市三橋町下百町38				
	金納駐在所	柳川市金納545-2				
	垂見駐在所	柳川市三橋町垂見58-1				

3-2 関係機関の連絡窓口

その2

機関名	連絡窓口	所在地
自衛隊		
陸上自衛隊第4高射特科大隊	大隊本部	久留米市国分町100
指定行政機関等		
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	東京都千代田区霞が関3-2-1
消費者庁	総務課	東京都千代田区霞が関3-1-1
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関2-1-2
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	東京都千代田区霞が関2-1-2
法務省	大臣官房秘書課広報室	東京都千代田区霞が関1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	東京都千代田区霞が関1-1-1
外務省	総合外交政策局人権人道課	東京都千代田区霞が関2-2-1
	大臣官房総務課危機管理調整室	東京都千代田区霞が関2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	東京都千代田区霞が関3-1-1
国税庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関3-1-1
文部科学省	大臣官房総務課法令審議室	東京都千代田区霞が関3-2-2
スポーツ庁	政策課	東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁	長官官房政策課	東京都千代田区霞が関3-2-2
厚生労働省	大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室	東京都千代田区霞が関1-2-2
農林水産省	大臣官房文書課災害総合対策室	東京都千代田区霞が関1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞が関1-3-1
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	東京都千代田区霞が関1-3-1
国土交通省	大臣官房危機管理室	東京都千代田区霞が関2-1-3
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷1
観光庁	総務課	東京都千代田区霞が関2-1-3
気象庁	総務部企画課	東京都千代田区大手町1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	東京都千代田区霞が関2-1-3
環境省	大臣官房総務課危機管理室	東京都千代田区霞が関1-2-2
原子力規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	東京都港区六本木1-9-9
防衛省	統合幕僚監部参事官付	東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛装備庁	長官官房総務官付	東京都新宿区市谷本村町5-1
指定地方行政機関		
九州管区警察局	広域調整部広域調整第二課	福岡市博多区東公園7番7号
九州総合通信局	総務部総務課	熊本市西区春日2-10-1(熊本地方合同庁舎)
九州財務局	総務部総務課	熊本市西区春日2-10-1(熊本地方合同庁舎)
福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
門司税関	総務部総務課総務第一係	北九州市門司区西海岸1-3-10(門司港湾合同庁舎内)
九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅前3-2-8(住友生命博多ビル4階)
福岡労働局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1(福岡合同庁舎)
九州農政局	企画調整室	熊本市西区春日2-10-1(熊本地方合同庁舎)
九州森林管理局	企画調整課	熊本市西区京町本丁2-7
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎本館)
九州産業保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎本館)
九州地方整備局	企画部防災課	福岡市博多区博多駅東2-10-7 (福岡第2合同庁舎)
九州運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎新館)
大阪航空局	総務部安全企画・保安対策課	大阪市中央区大手前4-1-76
	福岡航空交通管制部総務課	福岡市東区大字奈多字小瀬抜 1302-17
福岡管区气象台	総務部業務課	福岡市中央区大濠1-2-36

3-2 関係機関の連絡窓口

その2

機関名	連絡窓口	所在地
第七管区海上保安本部	三池海上保安部	大牟田市新港町1
九州地方環境事務所	総務課	熊本市西区春日2-10-1(熊本地方合同庁舎)
九州防衛局	企画部地方調整課	福岡市博多区博多駅東2-10-7(福岡第2合同庁舎)
自衛隊福岡地方協力本部	総務課総務計画班	福岡市博多区竹丘町1-12
指定公共機関		
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	経営戦略室	東京都三鷹市新川6-38-1
一般財団法人海上災害防止センター	総務部総務課	横浜市西区みなとみらい3-3-1 三菱重工横浜ビル
国立研究開発法人建築研究所	企画部企画調査課	茨城県つくば市立原1番地
独立行政法人国立病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘2-5-21
国立研究開発法人産業技術総合研	企画本部	東京都千代田区霞が関1-3-1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全研究・防災支援部門原子力緊急時支援・研修センター	茨城県ひたちなか市西十三奉行11601-13
独立行政法人情報処理推進機構	セキュリティセンター	東京都文京区本駒込2-28-8
国立研究開発法人情報通信研究機	経営企画部企画戦略室	東京都小金井市貫井北町4-2-1
国立研究開発法人森林研究・整備	総務部総務課	茨城県つくば市松の里1
国立研究開発法人水産研究・教育機構	経営企画部経営企画課	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3クイーンズタワー-B 15F
国立研究開発法人土木研究所	企画部研究企画課	茨城県つくば市南原1-6
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	総務部管理課	神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号 横浜三井ビルディング5階 茨城県つくば市観音台3-1-1
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	企画調整部企画調整課	茨城県つくば市観音台3-1-1
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	放射線緊急時支援センター	千葉市稲毛区穴川4-9-1
独立行政法人水資源機構	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2
日本銀行	決済機構局業務継続企画課	東京都中央区橋本石町2-1-1
日本赤十字社	救護・福祉部救護課	東京都芝大門1-1-3
日本放送協会	報道局災害・気象センター	東京都渋谷区神南2-2-1
広域的運営推進機関	総務部業務グループ	東京都江東区豊洲2-15
日本郵便(株)	総務部リスク管理統括・危機管理・震災復興対策室	東京都千代田区霞が関1-3-2
西日本高速道路(株)	保全サービス事業本部危機管理防災課	大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アハンザ
九州旅客鉄道(株)	総務部総務課	福岡市博多区博多駅前3-25-21
日本貨物鉄道株式会社	総務部	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8 サウスゲート新宿
日本電信電話(株)	技術企画部門災害対策室	東京都千代田区大手町1-5-1 ファーストスクエアアイスト20階
西日本電信電話(株)	設備本部サービスマネジメント部災害対策室	大阪府大阪市中央区馬場町3-8 馬場町ビル7階
九州電力(株)	地域共生本部防災グループ	福岡市中央区渡辺通2-1-82
電源開発(株)	総務部総務・法務室(危機管理・防災)	東京都中央区銀座6-15-1
西部瓦斯(株)	総務広報部	福岡市博多区千代1-17-1
オーシャントランス(株)	新門司ターミナル	北九州市門司区新門司北1-12
(株)名門大洋フェリー	常務執行役員営業統括部長	大阪府大阪市西区江戸堀1-9-6
阪九フェリー(株)	安全統括管理者	北九州市門司区新門司北1-1
JR九州バス(株)	企画部	福岡市博多区堅粕2-22-2
佐川急便(株)	CSR推進部	京都府京都市南区上鳥羽角田町68
西濃運輸(株)	総務部	岐阜県大垣市田口町1
日本通運(株)	業務部	東京都港区東新橋1-9-3
福山通運(株)	業務部(東京)	東京都江東区越中島3-6-15
ヤマト運輸(株)	CSR推進部	東京都中央区銀座2-16-10
ANAウイングス(株)	ANA福岡支店総務課	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル

3-2 関係機関の連絡窓口

その2

機関名	連絡窓口	所在地
(株)スターフライヤー	総務人事部	福岡県北九州市小倉南区空港北町6番北九州空港スターフライヤー本社ビル
日本航空(株)	経営企画本部 経営戦略部	東京都品川区東品川2-4-11
スカイマーク(株)	経営企画部経営戦略課	東京都大田区羽田空港3-5-10 ユーティリティセンタービル8F
全日本空輸(株)	ANA福岡支店 総務課	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル
日本トランスオーシャン航空(株)	路線事業部	沖縄県那覇市山下町3-23
西日本旅客鉄道(株)	企業倫理・リスク統括部	大阪府大阪市北区芝田2-4-24
西日本鉄道(株)	総務広報部庶務課	福岡市中央区天神1-11-17福岡ビル5F
川崎近海汽船(株)	取締役総務部長	東京都千代田区霞が関3-2-1
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	カスタマーサービス部危機管理室	東京都千代田区大手町2-3-5 大手町ビル本館6F
KDDI(株)	福岡テクニカルセンター	福岡市中央区長浜2-3-9 福岡第二NCEビル
(株)NTTドコモ	CS九州法人事業部法人営業部	福岡市中央区舞鶴2-3-1ドコモ九州舞鶴ビル
ソフトバンク(株)	総務本部コーポレートセキュリティ部	東京都港区東新橋1-9-1東京汐留ビルディング
指定地方公共機関		
大牟田瓦斯(株)	供給グループ	大牟田市泉町4-5
西日本ガス(株)	総務課	柳川市新外町89-2
筑紫ガス(株)	経営統括本部	筑紫野市紫2-12-10
直方ガス(株)	統括部長	直方市新町3-3-10
飯塚ガス(株)	総務部	飯塚市横田677-2
高松ガス(株)	水巻支店	水巻町猪熊10丁目2-25
久留米ガス(株)	総務部	久留米市東榎原町1089
(社)福岡県LPガス協会	総務課	福岡市博多区山王1-10-15
平成筑豊鉄道(株)	総務課	田川郡福智町金田1145-2
筑豊電気鉄道(株)	総務課	中間市鍋山町1-6
甘木鉄道(株)	運輸部	朝倉市甘木1320
北九州高速鉄道(株)	総務課	北九州市小倉南区企救丘2-13-1
西鉄バス二日市(株)	運行部	大野城市大字牛頭2473-12
西鉄バス宗像(株)	運行部	宗像市陵巖寺4-7-1
西鉄バス久留米(株)	運行部	久留米市御井町2291-1
西鉄バス大牟田(株)	運行部	大牟田市白金町63
西鉄バス筑豊(株)	運行部	飯塚市片島2-19-1
西鉄バス北九州(株)	営業本部総務課	北九州市小倉南区砂津1-1-2
九州急行バス(株)	営業部	福岡市博多区博多駅南4-7-2
堀川バス(株)	統括部	八女市本町1-302-1
(株)甘木観光バス	路線事業部	朝倉市大字甘木1396番地2
西鉄観光バス(株)	総務部	福岡市中央区那の津3-8-15
柳城観光(株)	本社営業所	柳川市下宮永町1092-1
九州郵船(株)	海務部海務課	福岡市博多区神屋町1-27
壱岐・対馬フェリー(株)	運航部	福岡市中央区那の津3-46-7
久留米運送(株)	総務課	久留米市東榎原町353
(株)博運社	総務部	糟屋郡志免町別府北3-4-1
(株)ランテック	安全品質管理部	福岡市博多区古門戸町4-26
丸善海陸運輸(株)	運輸課	久留米市善導寺町飯田829-1
三友通商(株)	業務統括部	筑紫野市上古賀2-1
(社)福岡県トラック協会	業務一課	福岡市博多区博多駅東1-18-8
(社)福岡県医師会	地域医療課	福岡市博多区博多駅南2-9-30
(社)福岡県歯科医師会	庶務課	福岡市中央区大名1-12-43
(社)福岡県薬剤師会	事務局	福岡市博多区住吉2-20-15
アール・ケー・ピー毎日放送(株)	報道部	福岡市早良区百道浜2-3-8
九州朝日放送(株)	報道部	福岡市中央区長浜1-1-1
(株)テレビ西日本	報道部	福岡市早良区百道浜2-3-2
(株)福岡放送	報道部	福岡市中央区清川2-22-8
(株)ティー・ワイ・キュー九州放送	報道スポーツ局報道部	福岡市博多区住吉2-3-1
(株)エフエム福岡	編成制作事業部	福岡市中央区清川1-9-19
(株)CROSS FM	編成業務部	北九州市小倉北区京町3-1-1 COLET/1m10階

3-2 関係機関の連絡窓口

その2

機関名	連絡窓口	所在地
ラベエフェム国際放送(株)	放送局次長	福岡市中央区今泉1-12-23 西鉄今泉ビル5F
福岡県道路公社	総務部	福岡市博多区吉塚本町13-50
福岡北九州高速道路公社	総務部総務課	福岡市東区東浜2-7-53
公共的団体・その他重要な施設の管理者		
柳川市社会福祉協議会		柳川市上宮永町6-3
柳川山門医師会		柳川市三橋町下百町201-6
柳川山門歯科医師会		柳川市三橋町白鳥642-8
柳川山門薬剤師会		柳川市筑紫町79-5
柳川農業協同組合	本所	柳川市上宮永町425-1
有明海漁業協同組合連合会		柳川市三橋町高畑271
柳川漁業協同組合本所		柳川市吉富町219-1
福岡県南筑清掃事業協同組合		柳川市筑紫町397-1
柳川商工会議所		柳川市本町117-2
大和町商工会		柳川市大和町鷹ノ尾106
三橋町商工会		柳川市三橋町今古賀199-1

3-2 関係機関の連絡窓口

その3

機関名	連絡窓口	所在地	NTT電話	NTTFAX	防災電話	防災FAX
近隣市町村						
大牟田市	防災対策室	大牟田市有明町2-3	0944-41-2222	0944-41-2894	78-202-70	1-78-202-75
筑後市	防災安全課	筑後市大字山ノ井898	0942-65-7260	0942-53-4216	78-664-74	1-78-664-75
大川市	地域支援課	大川市大字酒見256-1	0944-87-2101	0944-88-1776	78-212-70	1-78-212-75
みやま市	総務課	みやま市瀬高町小川5	0944-64-1502	0944-64-1502	78-561-70	1-78-561-75
大木町	総務課	三潯郡大木町大字八町牟田255-1	0944-32-1013	0944-32-1054	78-522-70	1-78-522-75
広域連合・一部事務組合						
福岡県介護保険 広域連合		福岡市博多区千代4丁目1-27福岡自治会館3F	092-643-7055	092-641-2432		
福岡県南広域水道 企業団		久留米市荒木町白口55	0942-27-1561	0942-27-1795		
有明生活環境施設 組合		柳川市橋本町631-7	0944-75-1766	0944-32-8244		
大川柳川衛生組 合		大川市大字紅粉屋1201-2	0944-86-4225	0944-86-4576		
花宗太田土木組 合		大川市大字酒見256-1	0944-86-2560	0944-86-5263		
柳川みやま土木 組合		柳川市隅町72	0944-72-2050	0944-73-1693		

3-3 柳川市行政区一覽表

地区	行政区名	地区	行政区名	地区	行政区名	地区	行政区名	地区	行政区名			
柳河	新町	沖端	東荒野	東宮永	東宮永中開	蒲池	鹿島	二ツ河	吉開2			
	出来町		南町		田中小路		京手団地		起田			
	南長柄町		沖端町		西小路		荻島		木元			
	細工町一		平川町		南小路		根葉		磯島			
	細工町二		西浦町		東宮永団地		中古賀		上久末			
	細工町三		東南		両開中開		南本村		下久末東			
	椿原町		船津口		十二丁		北本村		下久末西			
	椿原町隅町南団地		宮籠		善内		中村		百町1			
	旭町南		矢留本町		上八丁		蒲池野田		百町2			
	旭町北		矢留開		四平		豊原		北徳益	百町3		
	京町三		雁喰		城戸				南徳益	百町4		
	東魚屋町		柴原		舎人				西徳益	矢ヶ部	南矢ヶ部東	
	小道具町		馬場小路第一		豊後屋東				豊原野田		南矢ヶ部南	
	北長柄町		馬場小路第二		豊後屋西				四十丁		南矢ヶ部中	
	隅町		中小路		下八丁上				上塩塚東		南矢ヶ部西	
	横山町		本家		下八丁中				上塩塚西		中矢ヶ部	
	京町一		弥四郎町第一		下八丁下				下塩塚		紺屋町	
	京町二		弥四郎町第二		東ノ切東				四十丁樋		橋本	
	恵美須町		八幡町		東ノ切西				南四十丁		枝光	
	常盤町		吉富町第一		中ノ切東		大和		南野		中山	中山1の1
	八軒町		吉富町第二		中ノ切西				大和作出			中山1の2
	曙町	吉富町第三	西ノ切東	明古	中山2							
	中町(柳河)	吉富町第五	西ノ切西	大和流町	中山3の1							
	八百屋町	吉富・矢留団地	西六十丁東	大和中開	中山3の2							
	西魚屋町	吉富流町	西六十丁西	南開	中山4							
	片原町	弥四郎作出	寿硯	番所	垂見	北村						
	辻町	安良開	村山	由布		六田						
	上町	善吉	明治	田尻		垂見南						
	蟹町(柳河)	内開第一	中六十丁	政屋		中通り						
	材木町	内開第二	東六十丁東	宇土		宮の前						
	保加町	外開	東六十丁西	二十五丁		垂見下						
	本船津町	新開	橋本町	江島東		平木						
	新船津町	東宮永	鳥ノ水	昭代第一		江島北	棚町沖田					
	元町		鳥の水団地			宮上北	棚町					
	糶屋町		御仮橋			宮上南	水町					
	若宮団地		蟹町(東宮永)		宮下	白鳥						
	鍛冶屋町		獵町東		南間	島田						
	北筑紫第一		獵町中		野村	御仁橋						
	北筑紫第二		獵町中1		昭代沖田	五拾町						
	成町団地		獵町西		久々原	藤吉	江曲団地					
	城内		本町北		佃町古川		田脇	江曲北				
			一新町		対米東		八ツ家	江曲南				
		柳町	泉宮住宅佃団地	七ツ家東	藤吉							
		本町中	市営佃団地	七ツ家西	立花通り							
		袋町	対米東団地	昭代第二	長藤		今古賀東					
		坂本町	対米西		浜武		今古賀西					
		奥州町	八丁		諸藤		西鉄通り					
本町南		四丁開東	古賀の一		下百町							
城南町		四丁開北	古賀の二		蒲船津1							
茂庵町本城町		四丁開西	崩道東		蒲船津2							
本城町西北		新田	崩道中		蒲船津3							
立花団地		大城	崩道西		蒲船津4							
新外町北		番所北	昭南町		散田東							
新外町南		番所南	吉原東		散田西							
鬼童町		番所中	吉原西	正行								
宮永町		番所西	蒲池	蒲生	高畑1の1							
城隅町		三条東		本園	高畑1の2							
西本田		三条南		下田町	高畑1の3							
東本田		三条西		金納	高畑2							
沖端		南筑紫		薬小路	井手	下棚町	高畑3					
		中筑紫		中ノ古賀	中牟田	中棚町	高畑4					
	中北町	北小路		立石	江崎	高畑5						
	西北町	道穴東		蒲池団地	鷹園団地							
	元稻荷町	道穴西		蒲池立石団地	鷹尾北							
	札の辻	道穴南		町矢加部	二ツ河	新村						
	宗信町	道穴中	北矢加部	吉開1								

4-1 柳川市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、柳川市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部長の事務を総括する。
- 2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、柳川市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4-2 柳川市国民保護協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、柳川市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4-3 柳川市国民保護協議会委員名簿

区 分	機 関 名	職 名
会 長	柳川市	市長
第1号委員	国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所	事務所長
第2号委員	陸上自衛隊第40普通科連隊	第3中隊長
第3号委員	福岡県南筑後県土整備事務所 柳川支所	支所長
	福岡県筑後農林事務所	所長
	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	所長
	柳川警察署	署長
	福岡県総務部総務部防災危機管理局防災企画課	防災危機管理専門監
第4号委員	柳川市	副市長
第5号委員	市教育委員会	教育長
	市消防本部	消防長
第6号委員	柳川市役所	総務部長
	〃	市民部長
	〃	保健福祉部長
	〃	建設部長
	〃	産業経済部長(兼)大和庁舎長
	〃	教育部長(兼)三橋庁舎長
	〃	議会事務局長
	〃	会計管理者
第7号委員	柳川郵便局	局長
	西日本電信電話(株)九州支店	災害対策室長
	九州電力送配電(株)大牟田配電事業所	所長
	(株)西鉄ステーションサービス久留米・柳川管理駅	駅長
	西日本ガス(株)	専務取締役
第8号委員	柳川市消防団	団長
	(一社)柳川山門医師会	理事
	柳川市行政区長代表委員協議会	副会長
	柳川市地域婦人会連絡協議会	会長
	柳川市民生委員児童委員協議会	理事
	(社)柳川市社会福祉協議会	事務局長
	柳川市地区社会福祉協議会連絡会	会長

5-1 安否情報省令

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令
(平成17年3月28日総務省令第44号)
最終改正年月日:平成27年9月16日総務省令第76号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第25条第2項及び第26条第4項(これらの規定を同令第52条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

(安否情報の収集方法)

第1条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条

法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条

法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条

総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附則 抄

(施行期日)

第1条

この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附則 (平成18年3月31日総務省令第50号) 抄

(施行期日)

第1条

この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月16日総務省令第67号）抄

（施行期日）

第1条

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

（経過措置）

第2条

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の4第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一及び二 略

三 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第3条第2項

様式第1号（第1条関係）

様式第2号（第1条関係）

様式第3号（第2条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第4条関係）

7-1-1 安否情報省令（様式）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば① ⑦ ⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

7-1-2 安否情報省令（様式）

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

7-1-4 安否情報省令（様式）

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 住 所 (居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○をつけて下さい。 ③の場合、理由を記入 願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

7-1-5 安否情報省令（様式）

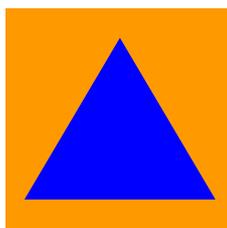
様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

7-2 身分証明書のひな型



(オレンジ色地に青の正三角形)

表面	裏面															
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <p style="font-size: small;">(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</p> </div> <p style="text-align: center;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p style="font-size: x-small;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>.....</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号 /No.of card</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height</td> <td style="width: 33%;">眼の色/Eyes</td> <td style="width: 33%;">頭髪の色/Hair</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血液型/Blood type</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; height: 100px; vertical-align: middle;">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印章/Stamp</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information			血液型/Blood type			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair														
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information																
血液型/Blood type																
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER																
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder															

日本工業規格 A7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル)

(身分証明書のひな型)

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第6条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

イ 身分証明書

第一追加議定書第6条3に規定される身分証明書(様式のひな型は上記のとおり。)

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。